

補助事業評価シート

番号	60	章	施策35 環境への負荷の低減
----	----	---	----------------

補助事業名	環境マネジメント規格(ISO14001等)の認証取得法人への補助金	所管部課	環境清掃部環境対策課	事業開始年度	19年度
根拠法令(要綱)等	新宿区ISO14001等認証取得費補助金交付要綱				
19年度決算額 補助率	144,000 円 1/2	補助対象団体(者)	区内に事業所を有する中小企業者、中小企業団体		
補助することで達成しようとしている区の目的	中小事業者の省エネへの取組みを支援・促進することにより、区内のCO2排出量の削減を図ります。				
団体(者)に対する直接の助成目的	ISO14001やエコアクション21等の環境マネジメントシステムの認証取得を支援します。				
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・事業計画書 ・会社概要、定款、登記簿謄本の写し ・審査・認証取得経費の見積書の写し	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・実績報告書 ・認証登録証の写し ・審査登録の契約書の写し ・経費の支払を証明する書面の写し		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) ・区職員による審査 ・申請する事業者が、中小事業者か、区内に事業所を有しているか、年度内に認証の取得が可能か等について審査します。なお、当該事業者が区外にも事業所を有している場合の補助金の額については、従業員数による按分等により区内の事業所に当たる部分のみを補助対象とします。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) ・区職員による審査 ・認証の取得が完了すれば対象事業を達成したのものとして補助金を交付します。 ・補助事業終了後3年間、認証の継続を証明する文書の写しを毎年提出するものとし、認証の継続ができなかった場合(他の規格や自己宣言に移行した場合を除く)は補助金の返還を求めます。		
今後の課題	区内のエネルギー消費の57%(2003年実績)をオフィス・店舗等の民生業務部門が占め、その大半が中小事業者です。これらの事業者に働きかけ、省エネへの取組みを促進することが重要ですが、なかなか周知が行き届きません。商工会議所や新宿区エコ事業者連絡会等、様々なネットワークの活用や手法の工夫により、PR効果を上げていく必要があります。				
補助金の評価	<p>総合評価(A・B・C・D)とその理由</p> <p>Bと評価します。認証取得に期間を要するため、次年度の申請になる事業者もあり、19年度の助成実施件数は1件でした。助成制度をきっかけに事業者の取組みを促進するために、年度当初からの効果的なPRが必要です。</p> <p>区と補助対象者との役割分担</p> <p>区の地球温暖化対策の推進において、中小事業者の積極的な取組みが大変重要ですが、経済的な問題もあります。区の補助により、取組みを支援することが必要です。</p> <p>目標の設定</p> <p>地球温暖化防止の取組みを実践することが必ずしも容易ではない中小事業者に対して、初動的な支援を行い、継続的な取組みを促進することが重要です。年間10件の補助を目標としました。</p> <p>代替手段・効率性</p> <p>中小事業者の取組みに対する支援として、省エネ研修セミナー、具体的な指摘・提案を行う省エネ診断、環境経営コンテスト等、取組みの段階に応じた対策と組み合わせ、効果的な普及促進を図っています。</p> <p>目標の達成状況</p> <p>目標の10件に対して実績は1件でした。期間が次年度にまたがる場合が多かったので、事業者との調整により、効果的な補助の活用を図っていきます。</p>				
今後の改革方針	事業者向けの各種支援事業の広範なPRを徹底して行い、事業者の実情に応じた対策を効果的に実施していく中で、特に、事業者の初期的な取組みに対する助成制度の実績を上げ、更なる取組みへのステップアップにつなげていきます。				